

令和2年5月18日

保護者 各位

瑞穂市教育長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための保育所の利用について

日頃より、瑞穂市の保育行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

5月14日に緊急事態宣言が解除されました。しかしながら、解除された地域においても、感染予防策の徹底を継続するよう国や県から示されていることから、瑞穂市立保育所では、当初の予定通り **5月31日までは利用の申し立てがある方の保育**とさせていただきます。なお、保育料等の算定は、下記の対応とさせていただきます。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご負担をお掛けしますが、感染拡大防止のため自宅での保育が可能な方は、可能な限り登園を控えていただくようお願いします。

記

1. 5月31日までの保育所の利用について（当初の予定通り）

- 保護者が、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方や、家庭での保育が困難な場合には、利用される前に印鑑をご持参いただき巢南庁舎幼児支援課または保育所に申請をしてください。既に申請している方は再度申請する必要はありません。

2. 保育料等の算定について

- 4月分及び5月分の保育料及び延長保育料については、登園日数に応じた日割り計算を行い、対象の方には順次還付をいたします。

3. 6月1日からの開所について

- 感染が拡大していない状況が続いた場合、6月1日から通常どおり開所する予定です。なお、国や県の動向により変更となる場合があります。
- 3歳以上児の6月前半の給食は、感染防止策として配膳時間の短縮ができるよう簡易給食（パン、牛乳、デザート）とします。代わりにおやつの内容の見直しを行います。後半からは副食も増やしていく予定です。
- 3歳以上児の給食費については、1か月単位で減免申請を承ります。登園自粛の理由等により6月分の給食を希望しない方は、**5月20日までに印鑑を持参し巢南庁舎幼児支援課または保育所に申請してください。**もし期日までに提出が間に合わない場合は、事前に巢南庁舎幼児支援課にご連絡ください。

所 属	瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
TEL	058-327-2147
FAX	058-327-2105
Eメール	youjisien@city.mizuho.lg.jp

【保護者の方へのお願い】

1. 児童・保護者の皆様の毎日の体温測定を徹底し、発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさ等）が児童に見られる場合は、保育所を休むようにしてください。
2. 次のようないずれかの症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター（岐阜保健所）」へ連絡してください。
 - ・風邪の症状（比較的軽い症状を含む）や発熱が続いている。
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。※岐阜保健所（瑞穂市管轄）：058-380-3004
3. 登園後に体調が悪くなった場合（発熱等の症状）は、至急お迎えをお願いします。
4. 保育所では、マスクを着用していただきます。手作りや簡易マスク等、種類は問いませんので、マスクの準備をお願いします。
5. 送迎の際の滞在時間はできるだけ短く速やかに行ってください。
6. 今後の行事等は、延期または中止することがあります。感染状況等を鑑み、適宜判断しますので、ご理解の程よろしくをお願いします。
7. 今後、保育所内において感染が確認された場合、臨時休園となりますのでご理解の程よろしくをお願いします。